

航空法施行規則の一部を改正する省令案等について

平成 27 年 9 月 16 日
航 空 局

1. 背 景

第 189 回国会において、最近の無人航空機をめぐる状況に鑑み、無人航空機の飛行による危害の発生を防止するため、無人航空機の飛行の禁止空域や飛行の方法等について定めることを内容とする航空法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 67 号。以下「改正法」という。）が成立し、平成 27 年 9 月 11 日に公布された。

改正法による改正後の航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）において、無人航空機の具体的な飛行の禁止空域や飛行の方法等の詳細については、国土交通省令に委任されたこと等を踏まえ、航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号。以下「規則」という。）について、所要の改正を行う。

また、法第 132 条ただし書の許可及び法第 132 条の 2 ただし書の承認について、申請に係る所要事項や許可又は承認を行うための基準等を定める申請・審査要領を新たに制定するとともに、規則の改正に伴う所要の規定の整備を行う。

2. 改正等の概要

(1) 航空法施行規則の一部改正

①航空法上の無人航空機の対象について [法第 2 条第 22 項関係]

航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないものとして無人航空機から除くものを、重量が 200g 未満のものと定めることとする。

②無人航空機の飛行の禁止空域 [法第 132 条関係]

i) 航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがある空域を、以下のとおり定めることとする。

a) 進入表面等（※）の上空の空域

b) a の空域以外の空域であつて、地表又は水面から 150 メートル以上の高さの空域

※進入表面等とは、進入表面、転移表面若しくは水平表面又は法第 56 条第 1 項の規定により国土交通大臣が指定した延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面を指す。

ii) 人又は家屋の密集している地域を、国勢調査の結果による人口集中地区と定めることとする。

※地域の実情や無人航空機に対する様々なニーズがあること等を踏まえ、国土交通大臣が告示で定める地域については、人又は家屋の密集している地域から除く予定。

③禁止空域の飛行に係る許可の申請書記載事項 [法第 132 条ただし書関係]

法第 132 条ただし書の許可に係る申請を行う場合の申請書の記載事項について、以下の項目等を定めることとする。

- ・氏名及び住所
- ・無人航空機の特徴（製造者、種類等）
- ・飛行の目的、日時、経路及び高度
- ・飛行の禁止空域を飛行させる理由
- ・無人航空機の機能及び性能に関する事項
- ・操縦者の飛行経験、技能等に関する事項
- ・安全確保のための対策に関する事項

④無人航空機が地上又は水上の人又は物件から保つ距離 [法第 132 条の 2 第 3 号関係]

無人航空機と地上又は水上の人又は物件との間に保つべき距離を、30m と定めることとする。

⑤無人航空機による輸送を禁止する物件 [法第 132 条の 2 第 5 号関係]

無人航空機による輸送を禁止する物件として、航空機（規則第 194 条第 1 項）と同様に以下の物件を定めることとする。（無人航空機の飛行のため輸送する燃料等の物件を除く。）

- ・火薬類、高圧ガス（引火性ガス、毒性ガス、その他のガス）、引火性液体、可燃性物質類（可燃性物質、自然発火性物質、水反応可燃性物質）、酸化性物質類（酸化性物質、有機過酸化物）、毒物類（毒物、病毒を移しやすい物質）、放射性物質等、腐食性物質、その他の有害物件、凶器

⑥飛行の方法によらない飛行に係る承認の申請書記載事項 [法第 132 条の 2 ただし書関係]

法第 132 条の 2 ただし書の承認に係る申請を行う場合の申請書の記載事項について、以下の項目等を定めることとする。

- ・氏名及び住所
- ・無人航空機の特徴（製造者、種類等）
- ・飛行の目的、日時、経路及び高度
- ・飛行の方法によることができない理由
- ・無人航空機の機能及び性能に関する事項
- ・操縦者の飛行経験、技能等に関する事項
- ・安全確保のための対策に関する事項

⑦捜索、救助等の特例 [法第 132 条の 3 関係]

法第 132 条の 3 に規定する特例を適用する目的については捜索又は救助とし、当該特例を適用する者については、以下の者を定めることとする。

- a) 国、地方公共団体
- b) 上記の機関の依頼を受けて捜索又は救助を行う者

⑧許可等に係る職権の委任及び申請等の経由〔法第137条及び規則第243条関係〕

法第132条ただし書の許可及び法第132条の2ただし書の承認に係る地方航空局長等への職権の委任や、空港事務所長等を経由した申請を可能とすることについて、所要の改正を行う。

(2) 無人航空機の飛行に関する許可等の申請・審査要領の制定

法第132条ただし書の許可及び法第132条の2ただし書の承認にあたっては、機体の機能・性能、操縦者の技能等、安全確保のための対策といった観点から審査を行うこととしており、このための具体的な審査基準や申請に係る所要事項等を定める「無人航空機の飛行に関する許可・承認の申請・審査要領」を、別紙のとおり定めることとする。

(3) その他所要の規定の整備

無人航空機による輸送を禁止する物件のうち「放射性物質等」及び「その他の有害物件」について、航空機と同様の物件を定めるための告示の整備を行う等、所要の規定の整備を行うこととする。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布：平成27年11月上旬

施行：平成27年12月上旬